

求人者及び求職者の皆さまへ

株式会社 大門堂 静岡事業所
有料職業紹介事業許可番号 22-ユ-300157

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から6ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基ずく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ① 返還率
入社日から退職までの期間により下記ようにさだめます。

就労期間	返還率
入社日から1ヶ月以内の退職	70%
入社日から2ヶ月以内の退職	60%
入社日から3ヶ月以内の退職	50%
入社日から4ヶ月以内の退職	40%
入社日から5ヶ月以内の退職	30%
入社日から6ヶ月以内の退職	20%
入社日から6ヶ月超の退職	0%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

- ② 返還の免責
以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務を免責とさせていただきます。
- ・ 労働条件に依る重大な問題(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等)にとり、退職に至った場合
 - ・ 就業環境に依る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)により、退職に至った場合
 - ・ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
 - ・ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
 - ・ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
 - ・ 天災、地変、内乱、戦争等により就労が困難となり、退職に至った場合
- ③ その他
- ・ 紹介予定派遣の場合
 - ・ 派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合

以上